一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県鳥取市鹿野町河内字飛田北谷口一三三一、一三三二、一三三五、一三三六の一から一三三六の七まで、一三三七、一三四三から一三四五まで、字上湖衡見一三五四から一三六三まで、一三六四の一から一三六四の三まで、一三六五から一三六八まで、一三六九の一から一三六九の三まで、字源次郎谷一三七一の一から一三七一の三まで、一三七二から一三七八まで、一三八〇、一三八一の一、一三八一の二、一三八二の一から一三八二の三まで、一三八三から一三八七まで、一三八八の一、一三八八の二、一三八九から一三九三まで、一三九四の一、一三九四の二、字上井手鞘砥石場一三九五の一から一三九五の三まで、一三九六から一三九九まで、字上井手鞘一四〇〇の一から一四〇〇の九まで、一四〇一、一四〇二、一四〇五、一四〇六、字金岡一六一五から一六一七まで、一六一九、一六二〇の一、一六二一、一六二二、一六二四の一から一六二四の四まで、一六二六、字廣國一六二七の一から一六二七の六まで、一六三八、字西廣國一六六一の一から一六六一の一六まで、一六六一の一九、一六六一の二一、一六六一の二三、一六六二の一、一六六二の二、字小畑二一八三、二一八五、二一八六、二一八七の一、二一八七の二、字東白子二二〇三の一から二二〇三の五まで、二二〇四の一から二二〇四の六まで、二二〇七、二二一〇八、二二二二の一から二二二二の三まで、字西白子二二七四の一から二二七四の五まで、字神津谷二三〇〇の一、二三〇〇の二、二三〇二の一から二三〇二の五まで、二三〇三から二三〇六まで、二三一〇の二、二三一一、二三一二、二三一六の一から二三一六の四まで、二三一七、二三一八、二三一九の一、字湯棚二八七六の一、二八七七の一から二八七七の五まで、字樫木二九四五の一から二九四五の三まで、字瀧ノ谷奥三四四二、三四四三の一から三四四三の三まで、三四四四、三四六二、字鳥ケ向三四八〇、三四八二から三四八四まで、字小滑石三四九四、三四九五、三四九六の一から三四九六の五まで、三四九七から三四九九まで、三五〇〇の一、三五〇〇の二、字上野平四〇九一、四〇九三の一から四〇九三の四まで、四〇九四から四一〇八まで、字上野原四一一一の一から四一一一の三まで、四一一三から四一一七まで、四一一八の一、四一一八の二、字細原四一二三から四一二六まで、四一二七の一、四一二七の二、四一二八から四一四九まで、四一五〇の一から四一五〇の六まで、四一五一の一、四一五一の二、四一五二、四一五三、四一五四の一、四一五四の二、四一五五の一、四一五五の二、四一五六、四一五七、字数谷四一五九から四一六二まで、四一六三の一から四一六三の六まで、四一六三の八、四一六四から四一六八まで、四一六九の一、四一六九の二、四一七〇の一から四一七〇の八まで、四一七一から四一七四まで、四一七六、字大谷四一八七の一から四一八七の九まで、四一八八の一、四一八八の三、字下立木四二六七の一から四二六七の二〇まで、四二六八、字上立木四二六九の一、四二六九の二、四二七〇の一から四二七〇の二一まで、字湯棚口四二七三の一、四二七三の二、字坂ノ谷四二七五の二、字俵坂ノ谷四三六六の一から四三六六の七まで、字大財三四八五、四三六七、四三六八、字駄返本立四三六九、四三七〇の一から四三七〇の三まで、字高山四三七一、字粟谷四三七二の二、四三七二の三、四三七二の五、字鋤畑ケ四三七五の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小川平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百五十九号で指定した土地の区域を除く。）

青森県青森市大字滝沢

字小川平　五番地先河川敷　一号

六番四　二号及び三号

一〇番四　四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

九艘泊川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県むつ市脇野沢源藤城国有林

九八三林班　ほ小班　一号から四号まで、二十七号及び二十八号

つ[2]小班　五号及び六号

よ[7]小班　七号から十六号まで

な小班　十七号から二十一号まで及び二十六号

リ小班　二十四号及び二十五号

青森県むつ市脇野沢九艘泊

一四一番二　二十二号及び二十三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱二十九号から五十号までを順次結んだ線及び標柱二十九号と五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第千四百九十五号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

青森県むつ市脇野沢九艘泊

一二〇番一　二十九号

一二一番　三十号

一一五番一　四十八号

一一六番一　四十九号及び五十号

青森県むつ市脇野沢源藤城国有林

九八三林班　い小班　三十一号から四十六号まで

ら[1]小班　四十七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北中村沢及び南中村沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第百四十号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字中村町

字上山ノ井　二一二番　一号及び二

一〇五番　十号から十二号まで

一〇六番　十三号及び十四号

九九番一　十五号及び十六号

一九六番二　十七号

五九番　十八号及び十九号

九二番一　二十号から二十二号まで及び二十五号から二十八号まで

一〇〇番二　二十三号

一〇二番　二十四号

二一〇番　六十九号

六九番　三号及び四号

字中山ノ井　五号から九号まで

六八番二　二十九号から四十五号及び五十六号から六十一号まで

七〇番一　四十六号から四十八号まで

一四九番六六　四十九号及び五十号

一四九番六三　五十一号及び五十二号

七〇番一地先道路敷　五十三号から五十五号まで

一四九番七六　六十二号及び六十三号

一四九番一一八　六十四号

六七番一　六十五号

六八番一　六十六号から六十八号まで

七一八番